

昭和二十九年農林省令第五十一号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)に基き、及び同法を実施するため、酪農振興法施行規則を次のように定める。

(生乳の処理の方法)

第一条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 ろ布、清浄機等を用いて不純物を除去すること。
二 蒸発釜を用いしないで加熱して殺菌すること。

(都道府県計画に係る協議の手續)

第二条 法第二条の三第四項の規定により農林水産大臣に協議しようとする場合には、その協議書に次に掲げる事項を記載した説明書を添えなければならぬ。

- 一 当該都道府県における農業の概況
二 当該都道府県における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況並びに飼料の生産の状況
三 その他参考となる事項
2 前項の規定は、法第二条の三第五項後段において準用する同条第四項の規定により都道府県計画の変更について協議しようとする場合に準用する。

(市町村計画を作成することができる市町村の基準)

第二条の二 法第二条の四第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 乳牛又は肉用牛の飼養頭数については、次のいずれかに該当し、又は当該市町村の区域内における自給飼料の生産数量の増加及び乳牛若しくは肉用牛の導入に関する具体的計画に基づき次のいずれかに該当する見込みが確實であること。
イ 酪農及び肉用牛生産に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村(イの市町村を除く。)にあつては、乳牛の飼養頭数がおおむね三百頭以上であり、かつ、肉用牛の飼養頭数がおおむね五百頭以上であること。

ロ 酪農に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村(イの市町村を除く。)にあつては、乳牛の飼養頭数がおおむね三百頭以上であること。

ハ 肉用牛生産に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村(イの市町村を除く。)にあつては、肉用牛の飼養頭数がおおむね五百頭以上であるか、又は肉用牛の雌のうち繁殖の用に供する目的で飼養されるものの飼養頭数がおおむね二百頭以上であること。

二 乳牛又は肉用牛の飼養密度については、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者の総数(前号の市町村にあつては、酪農経営を営む者の数とし、前号の市町村にあつては、肉用牛経営を営む者の数とする)をその区域内において耕作又は養畜の事業を行う者の総数で除して得た数(以下「市町村飼養密度」という。)が〇・〇一以上であり、又は当該市町村の区域内における自給飼料の生産数量の増加及び乳牛若しくは肉用牛の導入に関する具体的計画に基づき市町村飼養密度が〇・〇一以上に達する見込みが確實であること。

三 農用地等の利用に関する条件については、当該市町村の区域内の飼料作物の作付地の面積に野草地(草地であつて飼料作物の作付地以外のものをいう。)及び林間放牧地(木竹の生育に供され、併せて養畜の業務のための採草又は放牧の目的に供される土地をいう。)の面積に十分の一を乗じて得た面積を加えて得た面積(以下「飼料供給地面積」という)をその区域内の乳牛及び肉用牛の飼養頭数につき牛の区分に応じ次の方法により換算して得た飼養頭数(以下「換算飼養頭数」という)で除して得た面積が、当該市町村の区域の属する都道府県の区域内の飼料供給地面積をその区域内の換算飼養頭数で除して得た面積(その面積が十九アール(北海道にあつては、五十アール)を越えるときは十九アール(北海道にあつては、五十アール)とし九アール(北海道にあつては、二十五アール)未満のときは九アール(北海道にあつては、二十五アール)とする。以下「都道府県牛一頭当たり飼料供給地面積」という。)以上であり、又は当該市町村の区域内における農用地の造成若しくは改良若しくは農用地の利用の増進に関する具体的計画に基づき都道府県牛一頭当たり飼料供給地面積に達する見込みが確實であること。

方法

ロ 肉用牛の雌のうち繁殖の用に供する目的で飼養されるものにあつては、一頭につき〇・七頭とする方法
ハ 肉用牛(ロに掲げるものを除く。)にあつては、一頭につき〇・一頭とする方法

四 第一号イ及びロの市町村にあつては、生乳の販売に関する条件については、農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該市町村の区域内で生産される生乳に係る生乳等取引契約(法第十八条第一項に規定する生乳等取引契約をいう。)においてその生乳の供給者たる当事者であるか、又はその生乳の供給者たる当事者となることが確實であること。

五 第一号イ及びロの市町村にあつては、肉用牛の出荷に関する条件については、当該市町村の区域内で飼養される肉用牛の出荷が、共同出荷組織により行われているか、若しくは出荷先、出荷方法等からみて合理的かつ計画的に行われていること又はこれらの見込みが確實であること。

(市町村計画に係る協議の手續)

第二条の三 法第二条の四第四項において準用する法第二条の三第四項の規定により都道府県知事に協議しようとする場合には、その協議書に次に掲げる事項を記載した説明書を添えなければならぬ。

- 一 当該市町村における農業の概況
二 当該市町村における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況並びに飼料の生産の状況
三 その他参考となる事項
2 前項の規定は、法第二条の四第四項において準用する法第二条の三第五項後段において準用する同条第四項の規定により市町村計画の変更について協議しようとする場合に準用する。

(経営改善計画の記載事項)

第二条の四 法第二条の五の経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 酪農経営又は肉用牛経営の現状及びその改善の目標
二 酪農経営又は肉用牛経営を改善するためにとるべき措置
三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法
四 前号の資金のうち借入れを必要とするものがある場合にはその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

(経営改善計画の認定基準)

第二条の五 法第二条の五の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであること。

二 当該経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確實であること。

三 当該経営改善計画に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から借入れを必要とする資金の額及び計画が記載されているものについては、当該借入れが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

(集約酪農地域の申請)

第三条 法第三条第二項の規定により申請書提出する場合には、これに次に掲げる書類を添えなければならない。

一 その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが相当と認められる理由及びその区域を生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められる理由を記載した書面

二 次に掲げる事項を記載した説明書
イ 当該区域の気象、地勢、土壌及び交通の状況並びに当該区域における酪農の概況

ロ 当該区域において酪農経営を営む者の数、当該区域内の乳牛の飼養頭数、当該区域内の乳牛の飼料に供する飼料作物の作付地の面積、野草地の面積その他農用地の利用状況、当該区域内の生乳の生産数量、当該区域内で生産される生乳についての集乳の中心となるべき集乳施設又は乳業施設から最も近い場所まで酪農経営を営む者の住所において生産される生乳を当該集乳施設又は乳業施設へ輸送するために要する時間、当該区域における集乳組織の概要その他当該区域における酪農の概況

三 その区域内の地勢、農用地の分布状況、交通状況、酪農事業施設の分布状況及び集乳の経路の概要を示す図面

2 前項の規定は、法第四条第二項において準用する法第三条第二項の規定により申請書を提出する場合に準用する。

(集約酪農振興計画の作成又は変更の手續)

第四条 都道府県知事が法第三条第三項の規定により市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び乳業を行う者の意見を聞くには、定めよ

うとする集約酪農振興計画の案の概要又は集約酪農振興計画の変更の概要及びこれに対する意見の提出期限を記載した文書を交付しなければならぬ。

第五條 法第五條の規定による協議をしようとする場合には、当該集約酪農振興計画の変更に係る部分及び変更の理由を記載した書類を添えなければならぬ。

（草地の形質変更の届出）  
第六條 法第九條の規定による届出は、当該行為に着手する日の一箇月前までに（天災地変その他やむを得ない事由により急施を要する場合にあつては、その行為を行うことを決定した後遅滞なく）、次に掲げる事項を記載した届出書を当該草地の所在地を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

第七條 法第十條第一項の規定による承認の申請は、別記第一号様式による申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

第十一條 法第十四條の農林水産省令で定める定期期間は、一箇月とする。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

Table with 2 columns: 施設 (Facilities) and 設備 (Equipment). Includes items like 貯乳槽, 冷凍機械, クリーム分離機, etc.

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

（酪農事業施設の変更の承認申請）  
第十條 法第十二條第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してなければならない。

漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成二二年一月三十一日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年九月一日農林水産省令第八二号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一九年四月二二日農林水産省令第四二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則別記第四号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則別記第四号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月四日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年二月二日農林水産省令第八三号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記  
第1号様式（日本産業規格A4）（第7条関係）



第2号様式（日本産業規格A4）（第8条関係）

第2号様式（日本産業規格A4）（第8条関係）  
（酪農事業報告書提出書）

新 規 日

都道府県 知 事 宛  
氏 名  
氏名又は名称  
及び代表者の  
氏 名

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第14条の規定に基づき、酪農事業報告につき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 報告の種類及び報告期間
- 2 報告の種類、形式、能力及び期
- 3 報告を提出した年月日
- 4 報告内容
- 5 その他必要な事項

(注)  
① 酪農 ② 畜舎3棟以上の「畜舎」を有する酪農 ③ 畜舎の構造による畜舎の構造等については、「第11号」とあるのは、「第13号」を準用し、「第14号」を準用する旨である。④ ⑤ ⑥

第3号様式（日本産業規格A4）（第10条の2関係）

第3号様式（日本産業規格A4）（第10条の2関係）  
（酪農事業報告書提出書）

新 規 日

都道府県 知 事 宛  
氏 名  
氏名又は名称  
及び代表者の  
氏 名

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第14条第2項の規定に基づき、酪農事業報告につき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 報告の種類及び報告期間
- 2 報告の種類、形式、能力及び期
- 3 報告を提出した年月日
- 4 報告内容
- 5 その他必要な事項

(注)  
① 変更しよとする報告の種類、形式、能力及び期  
② 変更の時期  
③ 変更される報告による報告の開始不応時期  
④ 決定する報告提出期の変更  
⑤ その他必要な事項

第4号様式（第19条関係）

(裏面)

写真を貼り付ける

第 号  
 所 属 庁  
 氏 名  
 生年月日

届書及び届出牛年度の届出に関する法律第25条第2項の規定による  
 届出届受理書

令和 年 月 日  
 発 行

縦 170mm  
横 105mm

687シチケル6

(裏面)

この届出書を発する職員は、届書及び届出牛年度の届出に関する法律第25条第1項の規定により法人格喪失する職権を有するものである。  
 届書及び届出牛年度の届出に関する法律(第19条)

(届書及び届出)

第25条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、中央又は都道府県の庁長、農務、林務又は獣医の事務を行う者からその業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の職務所掌ししくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が法人格喪失する場合には、その身分を有する届出書を撤去し、署名人に通知しなければならない。

3 第1項の規定による法人格喪失の届出は、取戻検査のために認められたものと解してはならない。

第25条 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは怠慢了る者は、3万円以下の罰金に處する。